出入口の高さや幅、天井の高さ、床面積は余裕を持たせ、点検・整備の際のジャッキアップも考慮して、床面を舗装すること。また、出入口は目立つ色で塗装し、道路に面している場合は、出入口にカーブミラーを設置すること。

内部は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇等を設置して換気をよくすること。

(3)　機械の保管

昇降部を下げ、キーを抜いておくこと。

搭載式やけん引式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ず使用すること。これ以外の作業機でも、着脱や格納庫内での整理を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せることが望ましい。

作業後は機械を清掃し、作物の屑、泥、埃等を取り除くこと。

(4)　機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。

第６　燃料、農薬等の管理に関する事項

燃料、農薬、塗料等は、引火、発火、爆発、中毒等の危険があるため、取扱いを適正にする必要がある。

１　燃料

農業で多く使用されているガソリン、軽油、灯油は第４類危険物として、貯蔵施設、取扱資格等が法令で規制されている。詳しくは、法令、研修テキスト等を参照すること。

(1)　保管、管理

ア　容器には適正なものを使用し、専用の場所に保管すること。保管場所では、消火器を備え、火気を厳禁するとともに、関係者以外が立入らないように鍵をかけること。

イ　こぼれた燃料が河川や周囲の環境を汚さないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置すること。室温で気化するガソリンを保管する場合は、気化ガスが滞留しないように常に換気すること。

(2)　使用

ア　給油は、必ず機械を停止させて冷えた状態で行うこと。

配管の接続部からの漏れ、注入口からのあふれに注意し、こぼれたり、あふれたりした燃料は、すぐにふき取ること。

イ　燃料のそばでは、裸火や火花を発する機械、工具を使用しないこと。静電気が発生しやすい服装をしないこと。また、掃除をして周囲の不必要な可燃物を取り除くこと。

ウ　燃料は長期間保管すると変質することがあり、このような燃料を使用した場合、機械の不具合の原因となることがあるので使用しないこと。

２　農薬

(1)　購入、保管、管理

ア　極力保管量を少なくするため、１回当たりの購入量を必要最小限にし、有効期限内に使用すること。

イ　農薬取扱者を決めて管理し、保管は直接日光の当たらない、冷涼・乾燥した場所に保管庫を設けて行い、関係者以外が使用できないように鍵をかけること。

ウ　危険物に指定されている農薬を管理する場合は、法令に従って管理すること。

(2)　使用前

ア　使用前に農薬容器のラベル、取扱説明書をよく読み、正しく使用すること。必要に応じ、農薬の取扱い、使用法について、各都道府県病害虫防除所、試験場等へ問い合わせること。毒物劇物の取扱いについては、各都道府県の保健部・薬務課等へ問い合わせること。

　また、万一中毒事故が発生した場合に備え、救急救命法についての講習を受けること。

イ　国家検定に合格し、かつ、農薬の形態、成分に対応した適切なマスクを用意すること。

ウ　体調が悪い場合は作業を中止すること。

(3)　調製時、散布前

ア　防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

イ　運搬時には、農薬の袋、ビンの破損や荷崩れ等により、農薬がこぼれないように注意すること。

ウ　調製時に、飲料水源、生物を飼育している湖沼から直接給水しないこと。

　誤飲事故の原因になるので、牛乳やジュース等の容器への移しかえは絶対に行わないこと。計量容器は専用のものを使用し、“農薬専用”と注意書きすること。

(4)　散布作業

ア　子供、妊娠中の人を近づけないようにすること。

イ　ほ場外に農薬が飛散して周辺への環境に影響を及ぼすことがないように、風向きや周囲に注意し、作業はできるだけ風のない時間帯に行うこと。少量散布用の農薬は、散布濃度が高いので、特に注意すること。

　水田では、農薬が流出しないように水じり（排水口）を閉めておくこと。

ウ　作業者自身への散布農薬の付着を回避するため、風向き、風の強さなどに注意し、状況に応じて作業方法を工夫すること。

エ　連続作業はせずに、休憩をはさみ、作業中の喫煙・飲食は避けること。

　目や皮膚に付着した農薬を除去するために、清潔なタオル、水をビニール袋等に入れて現場に持参すること。

オ　体に異常を感じたときには、直ちに医師の手当を受けること。

(5)　散布作業後

ア　残った農薬は、散布むらの補正の使用等により極力使いきり確実に処理すること。空容器はほ場周辺にそのまま放置しないで、適切に処分すること。

イ　作業終了後、身体をきれいに洗い、うがいを行い、当日は飲酒をひかえて早く就寝

すること。

ウ　保護具を清掃し、所定の保管場所に保管すること。取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換しておくこと。また、使い捨てマスクの使用は１回とすること。

　農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗うようにすること。

　防除機械を冬季間保管する場合は、凍結する恐れがあるので、配管内の水を抜くこと。

3　その他

(1)　使用前にラベル、取扱説明書をよく読んで、適正に使用すること。

(2)　塗料に使用される有機溶剤は、中毒の恐れがあるので、使用時は十分換気すること。

(3)　バッテリーを充電する際は、急速充電を避け、各セルの蓋をゆるめて行うこと。また、有毒ガスや可燃ガスが発生するので、十分に換気すること。バッテリー液の希硫酸には直接触れないこと。

第７　道具の安全使用

1　共通事項

(1)　加工・改造や目的外使用を行わないこと。

(2)　使用前に取扱説明書を熟読するとともに、熟練者から指導を受けること。

　使用前に点検し、変形、異常があった場合は使用を中止すること。

(3)　必要に応じて、手袋やヘルメット等の適切な保護具を使用し、使用時に飛散物が発生する場合は必ず保護めがねを着用すること。

2　脚立、梯子

(1)　基本

　使用最大荷重の範囲内で使用し、また、飛び降りはしないこと。

(2)　転倒防止

ア　風雨の中や風の強い場所では使用しないこと。

イ　安定しない場所には設置しないこと。特に台や箱の上に載せて使用しないこと。また、足元や周囲がはっきり見えない暗がり、通行者と衝突する恐れがある出入口の前では使用しないこと。

ウ　開き止め等の固定金具は、確実にロックしてから使用し、折りたたんだままの使用や、水平にしての使用は行わないこと。

　梯子を掛ける場合は、正面から見て垂直で、壁面に対して適正な傾斜角度にすること。また、曲面に踏桟が直接当たると、横滑りして梯子が不安定になるので、電柱や木等には極力立て掛けないこと。

エ　複数の者が同時に上がらないこと。作業中、壁や物を無理に押したり、引いたりし